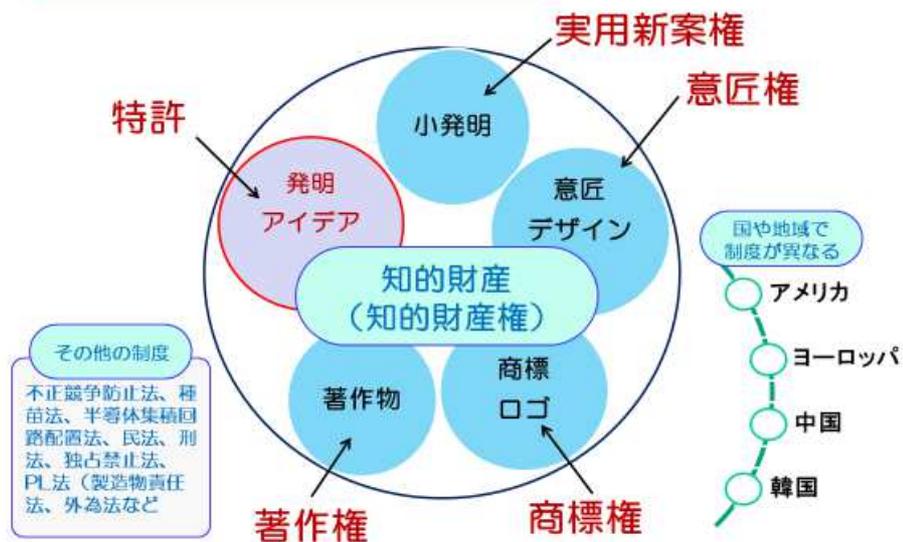


■知的財産ってなんだろう 指導手引

Q:知的財産とは？

A:

知的財産（知的財産権）とは



人が頭で考えたものに価値を認める考え方を「知的財産」といいます。

そして、知的財産に与えられる権利が「知的財産権」です。

Q:知的財産権にはどのようなものがあるか？

A:

種類	内容
特許権	発明（技術的なアイデア）を独占的に実施（製造販売など）できる権利
実用新案権	考案（技術的なアイデア）を独占的に実施（製造販売など）できる権利
意匠権	意匠（モノの外観などのデザイン）を独占的に実施（製造販売など）できる権利
商標権	商品やサービスを識別するための名称やマークを独占的に使用できる権利
著作権	映画、歌、文章などの著作物を創作した者（著作者）に与えられる権利

知的財産権の主な種類としては、「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」、及び「著作権」などがあります。

「特許権」とは、発明（技術的なアイデア）を独占的に実施（製造販売など）できる権利です。

「実用新案権」とは、考案（技術的なアイデア）を独占的に実施（製造販売など）できる権利です。特許権の保護対象である発明は、実用新案権の保護対象である考案よりも高度なものとして法律上定義されています。発明と考案の違いをまとめると以下のようになります。

・特許権の保護対象である発明は、実用新案権の保護対象である考案よりも高度なものとして法律上定義されています。

・特許権の保護対象である発明には、「物の発明」と「方法の発明」とが含まれます。一方、実用新案権の保護対象である考案は「物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案」に限定されるものであり、実用新案権の保護対象である考案には、「方法の考案」は含まれません。

「意匠権」とは、モノの外観などのデザインを独占的に実施（製造販売など）できる権利です。

「特許権」、「実用新案権」、及び「意匠権」には、創作物を保護する役割があります。

「商標権」とは、商品やサービスを識別するための名称やマークを独占的に使用できる権利です。

「商標権」には、商標に宿る信用を保護し、市場での公正な取引の秩序を守るようにする役割があります。

「著作権」は映画、歌、文章などの著作物を創作した者（著作者）に与えられる権利です。著作物を複製する権利（複製権）、著作物を公に上演する権利（上演権）、著作物を公に上映する権利（上映権）など様々なものが著作権には含まれます。

「特許」、「考案」、「意匠」、及び「商標」は、産業に深く関わる知的財産である一方、「著作物」は文化的な性格を持つ知的財産です。

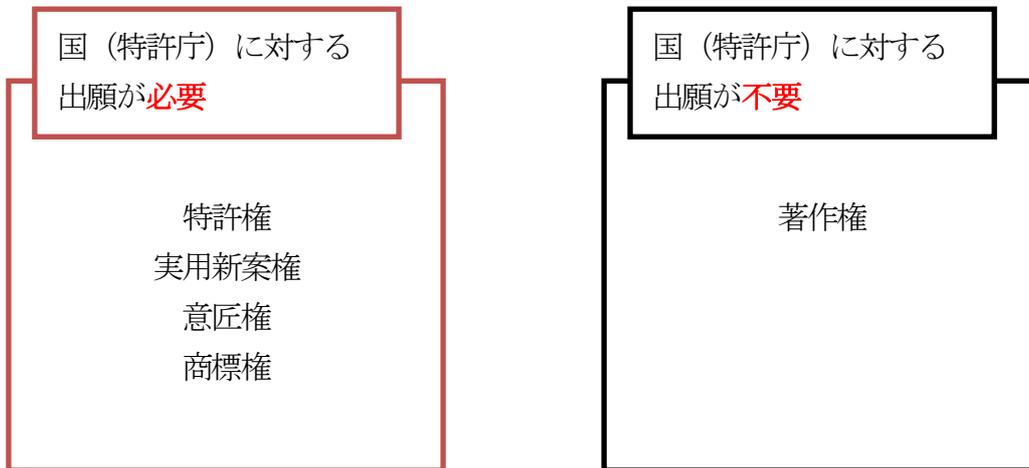
※なお、本コンテンツでは、説明の都合上、「はっぴょん」（弁理士会キャラクター）を人間として取り扱うことにより、はっぴょんが描いた絵には著作権が発生するというストーリーになっています。

Q:著作物とは？

A:人の内面の思想や感情が創作的に外部に表現されて作られたもの。生花（自然物）などは著作物ではない。

Q:知的財産権は、どのような方法で取得することができるか？

A:



「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、または「商標権」を取得するためには、国（特許庁）に対して、必要な事項を記載した出願書類を提出する必要があります（登録主義）。

特に「特許権」、「意匠権」、または「商標権」を取得するためには、国（特許庁）が行う審査をクリアする必要があります。この審査では、保護を求める対象（発明等）が所定の条件を満たしているかが審査されます。

一方、「著作権」は、国に対して手続きをしなくても著作物を創作した時点で発生します（無方式主義）。権利を取得するための手続きは不要です。

Q:知的財産権の存続期間は？

A:

■特許権



■実用新案権



■意匠権



■商標権



■著作権



※2018年12月30日以降は「死後70年」に延長されます。

「特許権」の存続期間は、最大で出願日から20年間（一部例外あり）です。特許権を維持するためには国に対して登録料を納付する必要があります。

「実用新案権」の存続期間は、最大で出願日から10年間です。実用新案権を維持するためには国に対して登録料を納付する必要があります。

「意匠権」の存続期間は、最大で登録日から20年間です。意匠権を維持するためには国に対して登録料を納付する必要があります。

発明、考案、及び意匠などの創作物は、登録されて権利が与えられる代わりに社会に公開されます。公開されたアイデア等は新たな搜索のために役立つこととなります。一方で、創作的な価値は社会の進歩とともに相対的に低くなり、古くなったアイデアをいつまでも保護しては、かえって産業の発達を妨げます。このため、発明、考案、及び意匠の保護は、一定期間で終了します。

「商標権」とは、国に対して登録料を納付し続ければ半永久的に存続します。

商標は、商標に宿る信用を保護し、市場での公正な取引の秩序を守るようにする役割を果たすため、長く使用することで守るべき価値が高くなります。そのため、商標権については権利期間の更新を認めることで、必要な限り長く商標を使うことができるようになっています。

「著作権」の存続期間は、原則として著作者の死後50年までです（2018年12月30日以降は「死後70年」に延長されます）。登録料の納付は不要です。

知的財産権の消滅後は、その知的財産権の保護対象であったアイデア等を誰でも自由に実施（または使用）することができます。

Q: 権利が侵害された場合にはどうするのか？

A: 知的財産権を持つ人は、侵害した相手に対して差止請求や損害賠償請求を行うことができます。

Q: 外国の知的財産権はどのようにになっているか？

A: 知的財産権に関する法制度は国や地域ごとに異なります。このため、外国での知的財産の保護も必要な場合（例えば外国で製造した商品を日本で販売する場合など）には、別途、外国でも知的財産権の取得のための手続きを行う必要があります。

Q: 弁理士とは何か？

A: 弁理士は、知的財産に関する専門家です。特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を取得したい方のために、代理して特許庁への手続きを行うのが弁理士の主な仕事です。また、知的財産の専門家として、知的財産権の取得についての相談をはじめ、自社製品を模倣されたときの対策、他社の権利を侵害していないか等の相談まで、知的財産全般について相談を受けて助言、コンサルティングを行うのも弁理士の仕事です。

Q: 著作権が無方式主義ということは、他人の著作物を無断でまね(複製など)する行為はすべて著作権を侵害することになるか？

A: いいえ。私的使用を目的とする場合（著作権法 30 条 1 項）、引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用する場合（著作権法 32 条 1 項）、教育を担当する者及び授業を受ける者が、授業の過程で利用するために著作物を複製する場合（著作権法 35 条）、営利を目的とせず著作物を公に上演等する場合（著作権法 38 条 1 項）等には、著作権を侵害することにはなりません。

Q: 特許権、実用新案権、意匠権が存在する理由と、商標権が存在する理由との違いは？

A: 特許権の保護対象である発明、実用新案権の保護対象である考案、および意匠権の保護対象である意匠（デザイン）は、法律上創作物とされています。発明・考案・意匠を保護する目的は、創作を奨励することにより産業の発達を促進することにあります。

一方、法律上商標は創作物であるとはされておらず、既に存在する文字、図形、記号、立体的形状、または色彩などの中から選択される選択物であるといわれています。商標を保護する目的は、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、消費者の利益を保護することにあります。

Q:他人の発明を改良して自分の発明をした場合、その発明は自分のものになるか？

A: はい、自分のものになります。ただし、他人の発明が特許権により保護されている場合には、特許権を持つ者からの許可を得なければ、自分の発明を実施（製造販売等）することはできません。

以上

